

開発事業協議書提出書類 建築行為

○印のついた書類を各担当課用に提出して下さい。協議書の上部余白に課名を表示して下さい。

提出書類名		担当課名	まちづくり計画係	道路管理課	下水道経営課	みどり公園課	環境・公害対策課	資源循環推進課	警防課	市民生活あんぜん課	市民相談課	部数計
1	委任状		○									1
2	図面目録		○									1
3	案内図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
4	求積図(敷地、建物、緑地)		○	○	○	○			○			5
5	現況図		○	○	○	○	○	○	○	○		8
6	公図の写し		○	○	○	○						4
7	公共施設新旧対照図・対照表		○	○	○	○	○	○	○			7
8	土地利用計画図(配置図)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
9	造成計画断面図		○	○	○	(○)						4
10	道路断面図		○	○	○							3
11	排水計画平面図		○	○	○	○	○					5
12	排水施設断面図		○	○	○	(○)						4
13	排水施設構造図		○	○	○	(○)						4
14	雨水計算書		○	○	○	(○)						4
15	緑地計画図		○	○	○	○						4
16	建物平面図(各階)		○	○	○	○ 1F	○	○	○	○		8
17	建物立面図		○				○	○	○	○		5
18	建物断面図		○				○		○			3
19	日影図		○			(○)					○	3
20	利用計画書(倉庫のみ)		○				○					2
21	お知らせ板(遠景と近景)		○									1
22	近隣住民等説明報告書		○			(○)		○		○	○	5
※3 該当	防犯灯協議結果報告書									(○)		1
	防犯設備協議結果報告書									(○)		1

共同住宅等の開発事業にあつては、計画戸数により以下の課の分の資料を追加で用意してください。

(開発区域区域図、現況図、土地利用計画図、建物平面図)

【計画戸数50戸以上:①危機管理課、②学校教育課、計画戸数200戸以上:③ほいく課】

※1 みどり公園課の括弧書きは、公園設置がある場合に必要となります。

※2 高さ10mまたは延床面積1000㎡を超える建築物は別途景観法令に基づく手続きが必要です。

※3 「防犯灯協議結果報告書及び防犯設備協議結果報告書」は、意見書に市民生活あんぜん課(防犯対策強化推進係)の意見が記載されている場合、提出が必要となります。